

用語解説

【ア行】

■育児・介護休業法

育児や介護を行う労働者が、仕事と家庭生活を両立できるよう、事業主が講じるべき措置(育児休業・介護休業、短時間勤務、所定外労働の制限、子の看護等休暇 など)を定めた法律。育児休業等の申出・取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止している。近年の法改正により、男性の育児休業取得促進等を含め制度の充実がはかられている。

■M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)または就業率を年齢階級別にグラフで示したとき、20歳代後半と40歳代後半が高く、30歳前後(30歳代)が低くなるなど、アルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するなど、ライフイベントに伴う就業中断が生じやすいことが挙げられる。

【カ行】

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針、役割分担、労働条件や就業環境、収益の配分や労働時間・休日、経営や生活上のルールなどを文書等で取り決める協定。家族一人ひとりが対等に経営に参画し、働きやすい環境づくりにつなげることを目的とする。

■キャリア教育

子どもたちの社会的・職業的自立にむけ、児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口)を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

■こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を一体化した、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担う。

■こどもまんなかアクション

こども家庭庁が推進する取組みで、子どもや子育て中の人々が気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子どもや子育て中の人を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組みのこと。

【サ行】

■女性活躍推進法

正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とする法律。事業主に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定して公表すること、あわせて女性の活躍に関する情報を公表することなどを求めている。

■セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなどの不利益を与えること。雇用関係にある者の間のみならず、社会のさまざまな場で起こり得る。

■性的マイノリティ（性的少数者）

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のことで、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が異なる人）、などの人たちの総称として使われている。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは異なり、社会通念や慣習などによって作られる「男性像」「女性像」などに基づく性別をさす。この概念自体に良い・悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、1に近いほど格差が小さく、0に近いほど格差が大きいことを示す。

■指導的地位

政策・方針決定への参画状況を示すために用いられる区分のこと。国の整理では、①国会議員、②法人・団体等の課長相当職以上、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者等を範囲としている。

■性的指向

恋愛感情や性的な惹かれがどのような対象にむかうかを表す概念。関連する概念として、性自認(Gender Identity)は自分の性別をどのように認識しているかを表す。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

■性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【夕行】

■地域共生社会

社会構造の変化や人々のくらしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

■地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域でくらし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

【八行】

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力(DV)について、被害者の安全確保と保護、支援体制の整備をはかるとともに、暴力の防止を目的とする法律。

■パートナーシップ宣誓制度

法律上の婚姻とは別に、主に同性カップルなどが、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にあることを自治体に宣誓し、自治体はその事実を公的に証明する制度。制度の内容は自治体ごとに異なり、利用できる行政サービスの範囲や手続、要件(年齢、居住要件など)が定められている。この制度により、宣誓したカップルは社会生活におけるさまざまな場面で、パートナーとしての関係性を示すことが可能となる。斑鳩町では、令和5年(2023年)に「斑鳩町パートナーシップ宣誓制度*」を開始している。

■ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言う。セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなど、その種類はさまざまだが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

【マ行】

■無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団のなかで無意識のうちに形成され、既成概念や固定観念となっていく。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。

【ラ行】

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

なお、望まない妊娠の防止を最優先とし、妊娠中絶の必要性をなくすための努力が求められる、という考え方も示されている。

【ワ行】

■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。